

高知県中央児童相談所 御中

児童相談所の第三者評価
報告書

(令和4年度10月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関
J-Oschis

— 目次 —

目次	1
----------	---

総評

総評	3
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求	5
第Ⅱ部 児童相談所の組織	7
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	9
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援	11
第Ⅴ部 社会的養育の推進	13
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援	14
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携	15

アンケート結果

こどもアンケート結果	17
おとなアンケート結果	38

総評

総 評

子どもの権利保障を第一義的に掲げ、子どもの人格を尊重した向き合い方がなされていることは高く評価できます。保護者の意見聴取、保護者への説明も丁寧に行われています。更なる権利保障向上のため、今後はあらゆる措置を行うにあたり、子どもの意見を聴取して判断に反映させること、また子どもの権利ノート作成過程への子ども参加をはかること、そして児童相談所が果たすべき子どもの人権救済の具体的なあり方を研究することが望まれます。在宅指導措置においては良好な親子関係の構築のための具体的な支援プランを作成し、そのためのプログラムを児童相談所内部で行えるようにすること、また家族支援については市町村、児童家庭支援センターに加え、民間団体の子育て支援活動を支援し、連携対象とする取り組みが望まれます。

組織運営については、編成を6部構成とすることで業務が効率化され、職員にとっても業務範囲がわかりやすくなっており、効果的に運営されていることも高く評価できます。部間でのケース引継ぎ様式が整備され、スムーズな引継ぎを心がけていることは他の自治体においても参考となるものです。さらに今後は、個々の職員が他の部の業務の理解を深めるとともに、部によって業務が細分化されることでのマイナス面を補うような取り組みが求められると考えます。また措置児童を担当する養育支援部を新設したことは大きな改革であり、高く評価します。この改革により子どもの利益となる成果がみられるよう、担当職員の配置数について引き続き検討を願います。加えて、子どものニーズと提供されるケアに乖離がみられる問題については、本庁児童福祉主管課と共に改善に向けての取り組みが望まれます。

また児童相談所で関わるケース対応管理をシステム化して「見える化」することにより、漏れのないケース管理や各担当の業務の割り振りなど、職員が業務をしやすい工夫をしています。そのため職員同士の関係性の向上や、SVを受けやすい環境、ケース対応における同僚への良い評価をする様子などが見られ、職場の「心理的安全性」を高める制度は、他の自治体も参考になるものと考えられます。しかしこの制度は所長に負担がかかる（ケースを把握する）システムでもあります。ある程度人材育成等がうまくいけば、決裁権や会議の参加メンバーなどの調整により、所長がより関わらなくても継続できるシステムにすることができ、行政として望ましい形と考えられます。

一方、児童相談所を支援する環境は乏しい状態です。支援する施策を立案する本庁子ども家庭課の職員数は他自治体からの比較や業務量から検討すると著しく少ない人数と思われる。この人員では高知県社会的養護推進計画にあるような児童相談所や市町村長等の支援、児童養護施設等の人材確保・育成の支援を行うことは難しいと考えざるを得ません。子ども家庭課児童福祉担当は、この業務量だけで課になっている自治体もあることから、次の第三者評価までには抜本的な人員増が図られることを期待します。

さらに児童相談所の現場では、全国的にも低レベルのスペックのPCを利用している状況です。業務をシステムで効率化したとしても、実際運用するPCがこのレベルでは効率的な業務ができず、データの保全も心配です。児童相談所業務は様々なツールを必要とする重要なポジションであり、常に最新のPCを用意する必要があるとともに、クラウド活用などさらに行政DXによる効率化を検討すべきと考えられます。

市町村対象の研修を計画的・系統的に実施していることは高く評価しますが、より市町村機能を高めるためには、児童相談所だけでなく本庁の更なる支援が必須であるため、今後もより連携し、最新の援助技法などを定期的にアップデートして実施するシステムが望まれます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所が関わる、具体的な子どもの権利保障についての研鑽 ・システム化したケース検討理解以外にも、丁寧にケースを検討する会の実施 ・常に変化するソーシャルワークや心理援助技法などの学び ・市町村及び社会的養護の職員との共同研修、スキルアップの必要性
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・システム化は素晴らしいが、所長に負荷がかかるシステムの改善 ・PC なども含めた行政 DX の改革 ・研修参加の予算や実績人数等において前年度比プラスを続けること
設置自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援施設の機能改善、民間子育て支援活動の育成 ・現場（児童相談所や社会的養護、市町村等）の声を把握し、必要な対応策を講じること。特に市町村及び社会的養護の職員の支援拡充は必須 ・そのためには、政策立案担当の現行の子ども家庭課児童福祉担当は現在の人員の最低倍以上、または独立して課を検討するなど、他自治体を参考にするなど検討が必須
国	<p>児童自立支援施設に入所する児童の多くが有する発達障害の2次障害や被虐待体験等をケアするためには、現行の設備運営基準を改善し、心理職員の増員が求められます。</p>

第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

○運営指針を明確にし、子どもの最善の利益保障を第一義的に掲げ、毎年全職員間で確認をしている取組は貴重です。毎年状況にあわせて、具体的に見直しを行いながら、継続してください。

○各職員（ケースワーク、心理面接、一時保護所）の子どもへの向き合い方・子ども理解は、子どもの人格を尊重しており、支配的・徒らに指導的にならず、対等な立ち位置で行われている様子が見受けられます。また子どもからの相談事にもよく耳を傾け、施設や里親措置中の子どもへの定期的面会が実施され、子どもの満足も得られています。

さらなる提案として、子どもの保護・措置・措置解除その他の処遇決定において、必ず事前に子どもの意向を聴取する必要性を全組織的に徹底させること、また年齢に応じた聴取方法の工夫をし、方針決定に反映させるために援助方針会議資料に具体的に記載する欄を設けるなどの記録の仕方、会議における共有の仕方を検討し、制度化を望みます。

そして子どもが自分自身の保護、措置、措置解除についてその理由・子どもの意見がどのように尊重されたか・他の選択肢の有無・今後の見通しなどを、十分に理解できるまで、繰り返し説明することが必要です。子どもの成長過程に応じて伝える内容を深化させ、子どもの意見の変化を的確に把握し、措置に反映させる職場風土の醸成を期待します。

○子どもの権利ノートは一時保護所、施設、里親とのおかれている環境に応じ、かつ最新の検討に基づいた適切な内容で編集されています。今後の改訂・作成にあたっては、子どもや社会的養護経験者の意見を反映できるように子どもからのヒアリング、子どもや社会的養護経験者が参加するワーキンググループなどの手法を検討してください。子どもの相談先として、児童相談所以外の相談先を掲載することも、検討課題と考えられます。また、子どもの権利ノートを子どもに説明する際に、そこに書かれているような権利を深刻に侵害されてきた子どもに話しているのだという意識をもち、一般的な権利の説明を行うのではなく、子どもたちが受けてきた権利侵害の現実に立って、児童相談所は傷つけられてきたあなたの権利を回復し、二度と傷つけられないよう努力することを約束する、という覚悟の説明を望みます。

○一時保護所での通学保障について問題意識をしっかりと持ち、タクシーでの送迎や里親一時保護委託などが検討されています。引き続き、一時保護所での所外活動等、外出への取り組みを含めて検討してください。

○子どもの意向が児相の判断と異なる場合の児童福祉審議会の活用は、まだ実践されている自治体は少ないですが、子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書等を参考に、より先進的な取り組みを検討することを希望します。

○児童相談所の子どもの権利保障機能を底上げしていくために、虐待や、不適切養育を受けてきた子どもはどのような権利侵害を受けているのか、児童相談所に保護された子どもは、おとなに対し、社会に対し、どのような不信感、不安感を抱いているかに焦点をあてて、あらゆる対応を見直ししていただきたいと思います。生まれてきたことを肯定できず、自分はひとりぼっちだと感じ、自分には人生を選ぶことなど不可能だと信じている子どもたち。そうした子どもの人権救済、権利回復のために、救い出した直後に関わる児童相談所が、あるいは一時保護所が真っ先に行くべきことは何なのかという視点から、今一度、子どもの権利保障のあり方について研究し、学びを深めて頂きたいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	B
No.3	適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	B
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	B

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>○先般の組織改革により、組織構成がわかりやすく構成されており、それぞれの部の業務内容が明確になっています。新任の職員にとっては業務に取り組みやすく、業務内容の可視化が進んでいることが評価できます。また、部同士の軋轢や摩擦が少なく、スムーズなケースの引継ぎへ向けたシステム化など、円滑な業務遂行に努められている点が優れています。一方で他の部の業務内容について十分に理解することが難しい面があり、部間で引き継がれたケースに現在どう対応されているのかが明確になりにくい面があります。部間での情報共有や相互理解の機会を意識的に設定する必要があると思われます。</p> <p>○チームの構成人数が少なく、チーフの支援が行き届きやすい体制となっています。チーフを中心にチームの職員が相互に応援しあう体制となっており、組織的な対応がうまく組まれていことが評価できます。新任職員にとってもチームで支えられている安心感を持ちやすく、児童相談所内の職員相互が協力的に業務を遂行されていることは高く評価します。今後は、SV の質を高めるために、チーフによる情報交換や SV 層を対象とした研修の実施が企画されるとよいと考えます。また、チーム職員とチーフとの個別のスーパーバイズの時間が事務室において定期的にもたれ、振り返りの時間が十分に確保されることを望みます。</p> <p>○月例進行管理会議では所長を含めた管理層が参加し対応の方向性を絶えず見直ししており、組織として適切な判断のもとにケース対応が進められていることは高く評価できます。また職員にとっても、組織的な判断のもとにケースを進行していける安心感が得られていると評価します。各種会議提出資料の作成による事務負担が想定されますが、資料はポイントが抑えられており、ケースの内容を可視化しやすくなっており、こうした取り組み内容は他の自治体でも大いに参考にできるものであります。</p> <p>○一方で、現在の 6 部構成による組織運営は、それぞれの職員が児童相談所ソーシャルワークの全体像を把握する点では弱点もあると思われるため、所内会議における部間での情報共有や事例の検討などを通して、受理から終結までの全体像を個々の職員が理解できるような工夫を求めます。また、部間でのケースの引継ぎにより、子どもや保護者が何度も説明を求められたり、新たな職員との関係づくりに困難を抱えることがないように、引き継ぎを各部の職員が重ねあって対応する取り組みを充実させ、子どもや保護者と児童相談所との関係性が分断されないように留意した取り組みを検討いただきたいと思います。そのため、できる限り多くの職員が出席する援助方針会議等で、他の部が行っている業務についても報告を聞いて意見交換し、自分の担当した子どものその後の支援にもある程度関与できるようにすることで、子どもの育ち・家族関係の変化の経過を全体として把握できるような工夫を行ってください。</p> <p>○現在までの組織改革については、職員が理解を深めそれぞれの所属部における対応力を向上させることに注力されていることと思いますが、今後はその効果について職員で共有され、さらなる組織運営の改革に向けて自由に議論できる職場風土の確保に努めてください。</p> <p>○職員が作成しなければならない記録表や支援シート等が多岐にわたり、繰り返し同じ内容の記載をしなければならないこともあるように思われます。支援に関する情報が一元化され職員が誰でもアクセスできるようなシステムが導入されると作業の重複がなくなり、また支援状況の全体像の把握が容易になると考えます。現在進められているシステム改革をより情報共有がしやすく効率的なものになるようご検討ください。</p>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	A
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	S
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	S
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
No.12	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	B

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>○進行管理に関する各種会議が定例化され充実しており、会議への提出書式も明瞭に整備されていることは高く評価します。この枠組みによって組織的な判断がなされ、職員が安心して業務を遂行できていると感じました。</p> <p>ただし援助方針会議について、一時保護事例の進行管理が中心となっていましたが、援助方針会議では一時保護以外の事例も検討対象として各種診断情報を持ち寄り総合的な判定を行い、援助決定を行う必要があります。措置事例については短期・中長期の支援方針と支援上の留意点を総合的に検討することも必要かと思えます。援助方針会議の持ち方について、他の自治体の取り組みを参考に検討し、見直しをすることを提案します。</p> <p>こうした総合的な判定のためには、社会診断・心理診断・医学診断・行動診断が集約され、子どもや保護者の意向に関する情報が共有される必要があります。子どもの診断や保護者の診断のためには、精神科医が子どもや保護者と直接面談を行い、支援に必要なアセスメントすることが必要だと思えます。精神科医の確保が困難な状況は理解できますが、医学診断を児童相談所内で直接行えるような体制充実を求めます。これらを書式として整備したうえで、会議の場でケース概要を全体で共有する必要があると考えます。</p> <p>また援助方針会議は職員の研修の場でもあり、他部門との情報や意見の共有の場でもあります。SV 層やケース担当者以外の職員も広く参加し、自由に発言して議論する場として継続強化されるとよいと考えます。</p> <p>加えて、事例の背景や子ども・保護者の成育歴情報を多角的に収集して検討し、事例の現状を構造的に理解したうえで、支援の内容を組み立てるというソーシャルワークに職員が習熟することが必要と考えます。そのために、援助方針会議に多くの職員が参加して意見交換をしたり、職員による事例の検討の場を設けるなどして、その手法を相互に研鑽する機会を設ける必要があると考えます。</p> <p>○全体を通してケースの判断を行うあらゆる会議に所長が出席しなければならない状況にあり、所長に過重な負担がかかっていることが想定されます。一定の条件のもとに、部長判断で行うことができるような方策を講じることも検討する必要があると考えます。</p> <p>○相談通告の受付に関する項目では、低い自己評価をしている職員が見られました。どういう点が不足しているのか職場内で検討を進めてほしいです。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.13	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.14	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.15	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.16	受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A
No.17	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.18	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A

No.19	安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	A
No.20	アセスメントに必要な調査が行えているか	B
No.21	アセスメントが適切に行われているか	B
No.22	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	B
No.23	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	B
No.24	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A
No.25	援助方針の内容は適切か	B
No.26	市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.27	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	B
No.28	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.29	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	B
No.30	児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
No.31	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.32	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

○従来、地区担当・在宅支援を担当する児童福祉司が施設措置・里親委託措置している児童（以下、措置児童と略す）も担当することで生じる課題(措置児童との面接が後回しになってしまう、施設・里親任せになること等)を背景に、措置児童を担当する部を新設したことは大きな改革であり高く評価できます。このことにより、子どもや保護者の声を聴くこと、より丁寧な説明ができること、子どもや保護者との面会頻度が多くなることが期待できます。また、それぞれの児童福祉司が固定した施設を担当することで、より密な施設職員とのコミュニケーション及び相互理解が期待できます。しかるに、措置児童のみを担当するセクションの創設は手段であり、その手段を活用して、子どもの利益になる成果として何を設定するのかを、養育支援部あるいは児童相談所として検討、共有されることを期待します。例えば、措置不調の予防、家庭復帰の促進、不必要な長期措置予防、里親委託・養子縁組の推進、円滑な自立支援への移行など様々な成果目標が考えられます。

上記成果目標を実現するため、措置児童のケースワークを行うにあたっては、現状の一人当たりのケース数の70～90という児童数が、成果が得られるために十分な配置数かどうか、再検討が望まれます。また、児童相談所からの情報不足を指摘するアンケート結果もあり、施設や里親との情報共有については、より一層努められることが望まれます。

一人の児童福祉司が、児童自立支援施設や児童心理治療施設のそれぞれ入所児童全員を担うのは、相当な負担感が予想され、この点についても、再検討が必要と思われる。

○措置先の決定にあたって、「児童養護施設や障害児入所施設の空きや受け入れキャパシティが少なく措置が難しいという実態」、「児童心理治療施設の入所にあたって子どもの能力以上の課題達成が求められ、子ども自身の負担感」、「入所までに時間がかかるという問題」、「児童自立支援施設における子どものニーズと提供されるケアの乖離」、「委託可能な里親の少なさ」など、担当児童福祉司や児童心理司にとっては、子どものニーズに適した措置先に措置できないという問題が見られました。これらの問題に対しては、児童相談所のみでは解決できないものもあり、本庁の児童福祉主管課と足並みを揃えた、取り組みを期待します。また、児童自立支援施設において心理職員が一人しか配置されていないため、必要な心理的支援が行われていない現状に対しては、国に対しても提言が必要です。

○社会的養護自立支援事業については、取り組みはなされているものの、必要なケースには居住に関する支援、生活費の支給など、適切に運用されることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.33	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.34	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	B
No.35	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	B
No.36	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか (指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	B
No.37	援助方針の見直しが適切に行われているか	A
No.38	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	A
No.39	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.40	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.41	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.42	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.43	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.44	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか。	A
No.45	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.46	18歳以上の未成年に対しても、必要な支援等を行っているか	B

第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>○フォスティング機関のリクルート等により里親委託率が飛躍的に増加しており、フォスティング機関の活発な活動と、児童相談所との連携については大いに評価できます。一方、例えば未委託里親のフォローをフォスティング機関が担うのか・児童相談所が担うのかなど、フォスティング機関と児童相談所の業務の棲み分けや協働体制には改善の余地があると思われます。その際に、業務効率の観点のみならず、里親や子どもにとって、継続的かつ一貫性のある支援を受けられるかどうかといった観点での検討を期待します。</p>	
<p>○養子縁組の推進については、特別養子適格の確認の審判を検討するなど、子どもに必要な養子縁組のチャンスを提供する姿勢は評価できます。一方、養親・養子支援については、成立後、登録を残している場合にのみ研修等を行っており、その場合も、養親に特有な課題にはなっていないように見受けられました。養子、特に、特別養子特有の課題があり、登録の有無にかんにかかわらず、養親・養子支援の仕組みや工夫について検討されることを期待します。</p> <p>なお、社会的養育の推進については、全国的には多様な取り組みが展開されています。先進地や他の自治体への視察や学会・研究会等への参加を通じて、より積極的な取り組みに努められることを期待します。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	B
No.48	里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	A
No.49	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.50	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	B
No.51	民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要な支援を行っているか	-

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

- －子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>○保護者の意見は丁寧に聞き取られており、保護者への説明も行われています。ただ、市町村、里親、施設側から見ると、子どもの意見よりも、保護者の意見が重視され、尊重されているように見えるケースがあります。優先すべきは子どもの意見であることをあらためて確認し、これをどのように保護者に伝え、児童相談所が子どもの権利を守り、その意見を尊重すべき使命があることに保護者の納得を得て、その後の措置に反映させるかという姿勢での対応を望みます。</p> <p>○在宅指導措置の件数は多いですが、その内容は指導監督的な対応に終わっている例が多いと見受けられます。措置にあたっては、良好な親子関係の構築のための具体的な支援プランを作成し、そのためのプログラムを児童相談所内で開発し、実施することを目指していただきたいと思います。そのうえで、家族支援の方法として、経済的支援、医療的支援、家事支援などを、市町村との連携のもとに行うこと、児童家庭支援センターに支援を委託するような取り組みを増やしてください。</p> <p>○子育て支援サークル、親子関係再構築支援の視点からアプローチできるプログラム実施、研修などを行う民間団体の育成が必要です。現在、そのような活動が県内には見られないとのことですが、児童相談所がニーズを訴え、県、市町村が主体となって、そうした活動に取り組む民間団体、活動支援策を講じることが望まれます。</p>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.52	保護者への向き合い方は適切であるか	A
No.53	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.54	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.55	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	B
No.56	親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>○業務プロセスにより、困難ケースを抱え込まず専門家の助言を得るようなシステムは評価できます。これまで受けた助言などは振り返りや研修などで共有すべきですが、非常に人事異動が多い職場であり、膨大な紙データによる情報共有については、セキュリティを高めるためにクラウドを活用した行政 DX 等を検討してください。あわせて施設の子どもや在宅支援のサポートケアについては、今後も市町村の役割が高まってくるため、児相-市町村-社会的養護の職員の援助技術向上のための勉強会やケース検討会を行うとなお良いかと思いますが、そこでも行政 DX を活用し、安全で効率的な情報共有や支援技術の共有の実施を検討してください。</p> <p>○市町村職員や管理職を対象として研修を計画的・系統的に実行していることについてとても評価できます。しかしながら管轄市町村の均てん化、最新の法改正や学術に合わせたスキルアップ化の取り組みは児相だけでは実施が不可能であり、本庁と更に歩調を合わせて実施する必要があります。同様に市町村には SV となるベテラン職員がいない場合がほとんどであり、今後、最新の援助技法などを定期的にアップデートして実施する研修システムの発展や、児相 OB を市町村の SV として活用するなど、市町村の機能強化に向けた取り組みをしてください。</p>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.57	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.58	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
No.59	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	B
No.60	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.61	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.62	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	S
No.63	児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	A
No.64	児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	A
No.65	家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	B